**農事組合法人　様**

**特定の農事組合法人の行う農業に係る非課税について**

　日ごろから、県税の申告・納付にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　農事組合法人（農民以外のものを組合員とする場合は地方税法施行令第17条各号で定めるもののみ）の法人の事業税については、地方税法第72条の4第3項により農地法第2条第3項各号に掲げる要件（農地所有適格法人の要件）のすべてを満たしている場合で、かつ、耕種農業に係る所得についてのみ非課税となります。

なお、申告の際には、添付書類を申告書に添えて提出してください。

記

**１　農地所有適格法人の要件**

(1) 農地法第2条第3項第1号・・・・・事業要件

当該農事組合法人の主たる事業が、農業及びこれに付随する事業であること。（その行う農業付随事業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工等、農業と併せて行う林業及び農業と併せ行う「農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業」を含む。）

(2) 農地法第2条第3項第3号・・・・・経営責任者要件

ア　当該農事組合法人の常時従事者たる構成員が理事の数の過半を占めていること。

イ　当該農事組合法人の理事又は使用人（農事組合法人の使用人であって、当該農事組合法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者）（いずれも常時従事者に限る。）のうち、１人以上の者が当該農事組合法人の行う農業に必要な農作業に１年間に農林水産省令で定める日数60日数以上従事すると認められるものであること。（理事又は使用人が当該農事組合法人の行う農業に年間従事する日数の２分の１を超える日数のうち最も少ない日数が60日未満のときは、その日数とする）。

**２　申告書添付書類**

　○[別紙１] 農地所有適格法人適格要件申告書

○[別紙２] 農業等に係る所得区分計算書附表（非課税所得判定表）

　売上等の収入に交付金や補助金が含まれている場合は、交付金・補助金の名称ごとに記載してください。また、雑収入については、内訳が分かる書類を添付してください。

○[別紙３-１] 又は[別紙３-２]農業等に係る所得区分計算書

○損益計算書

○法人税施行規則様式別表４「所得の金額の計算に関する明細書」（写し可）

○事業年度末現在の定款（写し可）

○ 〃 の組合員名簿（写し可）

○ 〃 の出資金名簿（　〃　）

**３　別紙２、別紙３-１又は別紙３-２の記載留意事項**

(1) 非課税となる農業の範囲について

非課税となる農業の範囲には、日本標準産業分類の「大分類Ａ－農業・林業：中分類01－農業：小分類011－耕種農業」の米作、野菜作、果樹作等のみが入ります。「畜産農業」、「農業サービス業」及び「園芸サービス業」は含まれませんので、農業に付随する収入としてください。

また、農業に関連する交付金等収入のうち、例えば、販売収入では賄えない生産コストや販売収入の減少に対する補てん、作付けに対する助成、自給率向上を目的とする作物への直接助成、水田農業経営への直接支払による所得補償や農業生産条件の不利を補正するための支援等の性格を有する交付金など、農産物を生産・販売することによって実現する収入については、耕種農業に準ずる非課税収入とします。

(2) 農業に付随する収入の取扱いについて

「畜産農業」、「農業サービス業」及び「園芸サービス業」による収入及び主たる事業に付随して行うことを相当と認められる事業収入で、たとえば当該法人の所有する農機具の余剰稼動力を利用したもみすり、畳表製造、藁工品製造等の収入や、農業に関連する交付金等収入のうち、非課税となる収入以外の収入、農機具などの償却資産の売却による収入は、農業に付随する収入で課税となります。

しかし、この収入が非課税となる耕種農業に係る収入総額の2分の1を超えないものであるときは、農業に付随する収入も非課税の取扱いとして差し支えありません。（｢地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）昭和29年5月13日自乙府発第109号｣第3章2の1(11）)

なお、その判定は、別紙２「農業等に係る所得区分計算書附表（非課税所得判定表）」により行ってください。

(3) 別紙３-１又は別紙３-２「農業等に係る所得区分計算書」の記載について

・非課税所得判定表により判定が0.5以下の場合は別紙３-１を使用します。

　１　圧縮記帳の対象となる国庫補助金等は、補助金と圧縮損を相殺してください。

２　収入

　　耕種農業に係る収入及び農業に付随する収入は、非課税事業へ記載してください。

３　経費

(1) 費用については、損益計算書の勘定科目に従い、耕種農業に係る費用及び農業に付随する費用は、非課税事業へ記載してください。

 (2) 特別損失は、農業用は非課税事業、農業以外は課税事業へ記載してください。

　４　法人税申告書別表4の加算、減算

(1) 法人税から控除される所得税、損金の額に算入した道府県民税利子割については、17欄に記載してください。

(2) 損金の額に算入した法人税、損金の額に算入した道府県民税及び市町村民税、損金の額に算入した納税充当金については、18欄その他の加算欄に記載してください。

(3) 納税充当金から支出した事業税については、19欄に記載してください。

(4) 農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額は20欄の非課税事業を記載してください。

　５　法人税の所得金額の総額は、法人税申告書別表4の合計欄と一致します。

　６　法人税の所得金額の非課税所得金額を第六号様式別表五の「農事組合法人の農業に係る収入」欄へ記載してください。

・非課税所得判定表により判定が0.5を超えている場合は別紙３-２を使用します。

１　圧縮記帳の対象となる国庫補助金等は、補助金と圧縮損を相殺し、差額が生じた場合は、その差額を特別損益の欄に記載してください。

　２　非課税事業、課税事業の配分に使用する按分計算は、按分率[A]によってください。なお、按分率[A]は、小数点以下第5位まで求めた数値（6位以下切り捨て）としてください。

３　収入

(1) 耕種農業に係る収入

農業に関連する交付金等収入のうち、上記３（１）に例示された農産物を生産・販売することによって実現する収入については、耕種農業に準ずる非課税収入ですので、損益計算書において、営業外収益、又は特別利益に計上している場合は、売上高「耕種農業に係る収入」欄に計上してください。

(2) その他事業に係る収入

上記耕種農業に係る収入以外の収入になります。

　４　経費

(1) 費用については、損益計算書の勘定科目に従い、区分できる費用については、非課税事業（例:耕種農業専用の農機具・肥料）又は課税事業別に記載してください。このとき、区分した費用の明細が分かる書類を添付してください。

(2) 区分困難な費用は、１により算出した按分率[A]を適用し、まず非課税事業より算出し、1円未満の端数は切り上げてください。課税事業は総額から非課税事業を差し引いて算出してください。

　５　法人税申告書別表4の加算、減算

(1) 区分できる額については、計算の明細が分かる書類を添付してください。また、区分できない額については、按分率[A]により算出してください。

(2) 法人税から控除される所得税、損金の額に算入した道府県民税利子割については、29欄に記載してください。

(3) 損金の額に算入した法人税、損金の額に算入した道府県民税及び市長村民税、損金の額に算入した納税充当金については、30欄その他の加算欄に記載してください。

(4) 納税充当金から支出した事業税については、31欄に記載してください。

　６　法人税の所得金額の総額は、法人税申告書別表4の合計欄と一致します。

　７　法人税の所得金額の非課税所得金額を第六号様式別表五の「農事組合法人の農業に係る所得」欄へ記載してください。